

Club Homepage URL <http://rid2510.org/otarusouth/>

●例会場/ニュー三幸 ●例会日/毎週金曜日12時30分 ●事務局/〒047-0032 小樽市稲穂1-3-6 ☎0134-33-3500



●2014-2015年度RIテーマ
LIGHT up ROTARY
ゲイリーC.K.ホアンRI会長
●第2510地区重点目標
RIテーマ「ロータリーに輝きを」
を推進しよう

**55年の歴史の蓄積の上に乗って
ロータリーにさらなる輝きを**

●再来週 4月24日(金)のプログラム

◎ドラマ「マッサン」が遺してくれたもの
余市町中央公民館 館長 浅野 敏昭氏

●来週 4月17日(金)のプログラム

◎「平成26年度補正・27年度国家予算の小樽経済への波及効果」
岡田 一則氏(北海道財務局小樽出張所所長)

●今週 4月10日(金)のプログラム

◎ゲストスピーカー
穴沢 眞氏(小樽商大国際交流センター長)

38

通巻 第2694号
2015年4月10日発行

**1960年創立
昭和35年2月5日**

●第37回例会報告 4月3日(金) 「平成27年度税制改正企業・家計・個人への影響」 鈴木 崇史会員 (税理士法人中央会計事務所社員税理士)

- 国家斉唱 ■「君が代」
- ロータリーソング ■「四つのテスト」
- ゲスト・ビジターの紹介 ■
・本日はありません。
- 会長報告 ■ 濱本副会長
・本日加藤会長業務のため東京へ出張しておりますので私副会長が点鐘させていただきました。加藤会長は本日、友好クラブの横浜中RCへ訪問しているとのこと。3月の後半から4月の後半にかけて選挙月間に突入いたしました。会員皆様方の清き一票が明るい明日への糧となればと願っております。
- 幹事報告 ■ 工藤幹事
・蘭越にて開催の「IM」に参加、有意義な一日を過ごして参りました。
・本日開催予定の理事会は、会長不在の為次週4/10

- に開催致します。
- ・例会変更のお知らせ=余市RC 4/26 5/6休会。
- 会員誕生祝 ■ 4月に生まれた会員
4/5 山吹会員 /8 太田会員 /13 大黒屋会員
/13 北野会員・工藤会員 /20 阿部会員
/25 上野会員 /26 坂口会員 /28 佐藤(公)会員



■例会プログラム

**平成27年度税制改正
企業・家計・個人への影響**



鈴木 崇史 会員
税理士法人中央会計事務所社員税理士

本日は、「平成27年税制改正企業・家計・個人への影響」というテーマで述べさせていただきます。
資料は、「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」、「平成27年税制改正のパンフレット」、「社会保障・税番号制度の早わかり」をお持ちしました。
はじめに、ここ3~4か月の決算において、未払

消費税等が多額になることが多いということです。ご存知のように、消費税率が平成26年4月から、5%から8%になっています。
当然消費税を転嫁できている場合、消費税の納税は増加します。ただ、消費税の予定納税を、全事業年度の消費税額を基にして(実額で納付することも可能)納付している場合、どうしても最後の納付額が多額になってしまいます。毎月の試算表をご覧になるときに、仮受消費税と仮払消費税にも注目してください。
相続税及び贈与税については、これは平成25年度の改正ですが、平成27年分から適用となっています。あらましに記載されているように、遺産に係る基礎控除、相続税・贈与税の税率が変



わっています。基礎控除の引き下げにより、相続税を申告しなければならない場合が増加すると考えます。また、贈与税の税率については、親子間、祖母から孫に対する税率が、その他の場合より低くなっております。将来の相続税が多額になると予想される場合、生前に財産を贈与しておくことが必要かと考えます。また、自分の経営する会社に多額の債権を有している場合で、その全額の返済が困難な場合、債権放棄することも検討します。この場合、



法人税、贈与税の検討も必要です。

次に、平成27年度税制改正のパンフレットをご覧ください。税制改正については、平成25年度改正から確認したほうが、理解できると思います。

平成25年度改正では、所得税の最高税率が45% (平成27年分から) となり、先ほど述べた相続税及び贈与税の見直し、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設、法人税では、所得拡大促進税制の創設、平成26年度改正では、給与所得控除の引き下げ、所得拡大促進税制の拡充・延長、復興特別法人税の1年前倒し廃止、交際費課税の緩和、生産性向上設備投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し、簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しなどがありました。

そして平成27年度改正では、法人税では、法人税

率の引き下げ、欠損金繰越控除の見直し、所得拡大促進税制の拡充、資産税では、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設、消費税率の10%への引上げ時期を平成29年4月1日とすること、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等があります。こうしてみると、法人税では、投資、給料の増加を促す制度が、資産税では、両親や祖父母の資産を早期に移転を促す制度が目立ちます。

また、法律の改正ではありませんが、美術品等についての減価償却資産の判定で、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価額が100万円未満のものは、減価償却資産と取り扱うことが認められました (以前は1点20万円 (絵画にあっては、号2万円) 未満。)

最後にマイナンバー制度ですが、今年から社会保障・税・災害対策の分野で導入されます。今回お持ちしたパンフレットは税に関するものです。実務としては、各書類の番号記載時期に注意し、個人情報保護を図らなければなりません。総務に関係する事務処理が増加することが予想されます。また将来、銀行口座にも利用範囲が拡大されるようです。これからも、この情報には注目していきましょう。



■出席委員会■

●平成27年4月3日

会員総数 76名 本日の欠席者 14名
石上、上野、加藤、角野、斎田、佐藤(友)、山吹、永原、高木(正)福井、前川、林、湊、永原

●平成27年3月20日

会員総数 76名 出席摘要免除者 16名

病欠者数 0名 ホーム欠席者数 16名
メーキャップ 3名 純欠席者数 13名
確定出席率 81.42%

■メーキャップ■

3/20 佐藤(甚)、大淵、宮川(小樽RC)
4/3 山吹、斎田(小樽RC)

R | 理事会決定で行動規範に再度変更が加えられました

「ロータリアンの行動規範」

ロータリアンとして、私は以下のよう行動する

- ①個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- ②取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- ③自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- ④ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。